

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

神戸空港条例施行規則の改正

意見募集期間

2024年10月17日～11月15日

問い合わせ先

港湾局空港調整課

078-595-6272

1 意見募集期間

2024年10月17日（木）～2024年11月15日（金）

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法等によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-0046

神戸市中央区港島中町4-1-1 ポートアイランドビル8階
神戸市港湾局空港調整課 意見募集あて

(2) ファクシミリによる提出

(078)595-6273 神戸市港湾局空港調整課 意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス: airport_koutyou@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市港湾局空港調整課

神戸市中央区港島中町4-1-1 ポートアイランドビル8階

平日 9時15分～12時30分、13時30分～18時までの間

(5) 神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出

3 注意事項

(1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。

(2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。

(3) 提出される書式には、「神戸空港条例施行規則の改正（案）」に対してのご意見・情報であることを明記してください。

(4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて2024年11月中旬頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

「神戸空港条例施行規則の一部改正（案）」の概要

1. 改正の趣旨

神戸空港では、2025年春の国際チャーター便の運用開始・国内線発着枠拡大に向け、空港基本施設であるエプロンの拡張や、新ターミナル、駐車場の整備を進めており、これら施設の管理・運営において、指定管理者制度を導入するにあたり、神戸空港条例に必要な規定を追加する改正を予定しています。（令和6年第2回定例市会に提出）

神戸空港条例の改正が原案通り可決された場合、指定管理者の指定の手続き方法について規定するため、神戸空港条例施行規則（平成17年12月規則第47号）の一部改正を行います。

2. 改正の概要

指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体が提出する書類は、以下のものとします。

- 指定申請書
- 事業計画書
- 人員配置計画書
- 収支予算書
- 定款、寄附行為又はこれらに相当する書類
- 法人登記事項証明書又はこれに相当する書類
- その他、市長が必要と認める書類

3. 施行予定日

令和6年11月中旬ごろ（予定）